

精度検査報告書※において、平成30年度までに実施すべきとされた事項
についての関係府省の取組の現状
(財務省、国土交通省関係)

令和2年1月27日

※平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(統計精度検査関連分)(平成30年3月統計委員会)

府省	統計調査名	精度検査報告書における記載	取組の現状
財務省	法人企業統計調査	<p>項目：3-(2)-⑤ 一部非回答に対し、0値補完を行っている統計調査</p> <p>売上等の主要項目の記載があることを前提に、最終的に<u>一部未回答状態となっている事項が発生する数十社程度に対し、当該一部非回答の項目に0値補完をしている。</u></p> <p>当該対応は、<u>過小推計につながる懸念もあることから、第Ⅲ期基本計画（表4参照）において指摘されている欠測値の補完方法の改善方策の検討に、0値補完の検証も含めることが必要である。</u></p> <p>表4 「第Ⅲ期基本計画」 抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な措置、方策等 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。 ・実施時期 平成30年度(2018年度)中に結論を得る。 	<p>財務省は、<u>回答の値が「0」である場合と欠測値の場合の区別について、両者を区分して把握することとし、データ記録の区別については、必要な予算措置やシステム改修の後に対応することとしている。</u>また、学識経験者を交えた研究会において<u>一部非回答項目に対する0値補完についても検証を行ったところ、0値補完による影響は軽微であるとの結論に至った。</u></p> <p>なお、<u>未回答法人のうち、資本金5億円以上の企業（金融業・保険業を除く）の欠測値補完に関して、EDINET等の外部情報の活用実績のある他統計の事例研究を行うとともに、EDINET情報の現状把握と体系的な活用について検討した。</u>その結果、<u>年次別調査の審査事務及び計数照会事務において、EDINET情報（有価証券報告書）等をより一層活用することにより、調査結果の精度向上に取り組むこととした。</u>さらに、学識経験者との研究において、<u>欠測企業に係る当該調査期以前に得られた過去データを利用することの有効性が認められたところであるが、実際の導入に当たっては、対象とする過去データの範囲など、更なる検討が必要とされたことから引き続き研究を行うこととしている。</u></p>
財務省	民間給与実態調査	<p>項目：3-(2)-⑧ その他、見直しの余地があると判断されるもの</p> <p>民間給与実態調査では、源泉徴収義務者に対し、所属する給与所得者から抽出された給与所得者に関する情報の報告を求めている。</p> <p>この給与所得者の情報において<u>一部非回答が発生した場合、当該源泉徴収義務者から得られた情報全体を集計対象外とした上でウエイト調整を行っている（調査対象となる源泉徴収義務者の0.6%）。</u>当該対応は、<u>一部非回答に対する1つの対処方法ではあるものの、単一補完を行うことで集計対象外とした情報を利用できる余地もあると考えられる。</u>このため、平成30年度に有識者の意見を聞く等により、<u>改善の余地の有無について判断を行うことが必要である（判断の結果、改善の余地がある場合、行政記録情報による欠測値への対応も含めその対処について引き続き検討を進めることが必要である。）。</u></p>	<p>財務省は、<u>単一補完の方法について外部有識者へ意見を聴取したところ、一部無回答が発生している割合が調査対象となる源泉徴収義務者の0.6%程度と極めて少ないことから、単一補完による統計精度の向上への寄与はそれほど大きくないと示唆を受けた。</u>一方で、源泉徴収義務者用の調査票の一部無回答（記載対象給与所得者の人数不足等）については、<u>当該記載対象者の漏れ等がランダムに発生しているのであれば、記載してある人数と当該事業所の給与所得者数を基に復元を行うことが可能との意見をいただいた。</u></p> <p>今般、民間給与実態統計調査においては、令和元年分調査における標本設計の変更に合わせ、<u>復元処理に関してもシステム改修（給与所得者の復元処理につき抽出率ではなく、当該事業所の従業員数を用いる）を実施するため、源泉徴収義務者用の調査票の一部無回答については、上記の示唆のとおり復元処理を行えるよう併せて改修を行う予定としている。</u></p> <p>なお、給与所得者用調査票の個別項目の一部無回答については、<u>0.2%～0.3%程度と数も少なく、影響も軽微なため、件数次第ではその者を除いたところで上述の復元処理も可能との示唆を受けており、上記システム改修後の調査結果を踏まえ、引き続き検討を行うこととしている。</u></p>

府省	統計調査名	精度検査報告書における記載	取組の現状
国土交通省	造船造機統計調査	<p>項目：3-(2)-③ 回収率が8割程度以下で、単一補完又はウエイト調整による欠測値への対応が行われていない統計調査における対応</p> <p><u>造船造機統計調査は、回収率約75～80%であるが、全部非回答に対し、単一補完やウエイト調整などの欠測値への対応が行われることなく、得られた回答のみで単純合算集計が行われており、調査結果が過小となっている懸念がある。</u></p> <p>一方、同調査は、届出名簿に基づく統計調査であることから、<u>調査対象に廃業事業所等が含まれる可能性があり、当該廃業事業所が回収率を下げている可能性もある。</u>このため、平成30年度に調査対象事業所の休業及び廃業状況を確認し、公表数値に係る捕捉状態等の検証を行うことが必要である（検証結果として課題がある場合、調査対象の見直しの検討を行い、結論を得ることが必要である。）。なお、届出名簿に基づき調査を引き続き実施する場合、定期的に休業及び廃業状況の確認が必要である。</p>	<p>国土交通省は、平成30年度から、調査対象名簿の適正性を確認するため、休業状況等を確認（①現地訪問や電話による確認、②現行調査対象名簿及び平成28年度の経済センサスー活動調査における調査票情報との突き合わせ）した結果、実質廃業等の事業所を除いた回収率が9割以上であることを確認した。</p> <p>なお、休業及び廃業状況の確認を定期的に現地訪問や電話による確認等を行い、調査対象名簿の適正性を維持していくこととする。</p>

府省	統計調査名	精度検査報告書における記載	取組の現状
国土交通省	自動車輸送統計調査（バス関連）	<p>項目：3-(2)-⑥ 過去の回答結果を使用した単一補完を実施する場合の使用データの期限のないもの</p> <p>自動車輸送統計調査（バス関連調査）では、以下⑦でも示しているとおり第Ⅲ期基本計画において自動車輸送統計調査そのものの見直しが指摘されていることから、当該見直しと整合するよう並行して、データの使用期限も含めて検証を行うことが必要である。</p>	<p>国土交通省は、平成29年度において、さらなる精度向上に向けた新たな補完手法の検討等を行った。</p> <p>その結果、新たな補完方法として、事業所を地域別・保有車両数規模別に層分けし、同一層の事業所データより前月比を推計し、欠測した事業所の前月分の輸送量に乗じる方法を採用することとした。</p> <p>なお、自動車輸送統計調査の新たな手法での見直しについては、統計委員会の答申（令和元年8月29日）を受け、令和2年4月調査から調査を実施することとしている。</p>
国土交通省	自動車輸送統計調査	<p>項目：3-(2)-⑦ 調査そのものの見直しが必要であるもの</p> <p>自動車輸送統計調査では、調査票に応じて、単一補完、ウエイト調整などの欠測値への対応の措置がとられているものの、一部の調査票様式について回収率が50%を下回るなど、欠測値に対する統計技術的な対応では補正しきれない状態に置かれているものと判断される。</p> <p>このため、第Ⅲ期基本計画（表6参照）において調査そのものの見直しが指摘されていることに併せて推計方法や欠測値への対応についても検討を行い、結論を得ることが必要である。</p> <p>表6 「第Ⅲ期基本計画」 抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精度向上を図る観点から、平成29年度(2017年度)に実施する予備的調査、他の輸送統計及び行政記録情報の活用も含めて分析・検討を促進し、新たな調査手法による調査を開始する。また、公表の早期化やニーズに応じた公表事項の充実、品目別輸送量の数値の安定化方策等について検討し、早期に結論を得る。 ・平成32年度(2020年度)から実施する。 	<p>国土交通省は、回収率が50%を下回っていた貨物営業用自動車（トラック）調査について、回収率向上に向けた報告者負担の軽減、結果精度の確保・向上等を図るため、調査単位を事業所から自動車とし事業所票を廃止し、調査期間を1ヶ月間から7日間とする調査手法に変更する等した。</p> <p>上述の手法により行った予備的調査（平成29年度）において、事業所票の廃止及び調査期間の短縮等による報告者負担の軽減により、調査票の想定回収率60%を概ね達成することが確認されたことから、令和2年4月調査から実施する新調査においても想定回収率の達成と目標精度の確保が見込まれる。</p> <p>推計方法については、予備的調査の結果を踏まえ、行政記録情報（車検データ）を用いた比推定を導入することとした。</p> <p>なお、自動車輸送統計調査の新たな手法での見直しについては、統計委員会の答申（令和元年8月29日）を受け、令和2年4月調査から調査を実施することとしている。</p>

府省	統計調査名	精度検査報告書における記載	取組の現状
国土交通省	建築着工統計調査の補正調査	<p>2 建築着工統計調査の補正調査に関する基本設計の検査-(2)-②</p> <hr/> <p>標本設計の見直しを行うことに伴い、抽出方法を含む調査方法等の変更が伴うものと見込まれる。この変更に向け、国土交通省は、平成30年度に試験調査を実施し、その後、必要な準備を進め、平成33年(2021年)1月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づき抽出された対象に切り替えて調査を開始することが必要である。</p>	<p>国土交通省は、精度検査報告書を踏まえ、平成30年度に建築着工統計調査補正調査試験調査(以下「試験調査」という。)を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告者：建築基準法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出を行った建築主(個人/法人) ・ 報告者数：約450人(母集団数：約50万人) ・ 調査組織：国土交通省－民間事業者－報告者 ・ 調査期間：平成30年9月中旬～10月上旬 <p>試験調査の結果、調査票の提出締切日の回収率が低く、特に個人からの回収率が低いという課題等が明らかになった。その要因として、調査事項のうち個人の建築主自身では把握しておらず、工事施工者に確認しなければ回答が困難な場合があり、確認の手間の煩雑さ等から調査票の未提出があったと推測されたことから、見直し後の建築工事費調査の報告者を工事施工者とするなど、試験調査の方法から見直しを行った。</p> <p>補正調査より名称変更した建築工事費調査について、精度検査報告書に記載されているとおり、令和3年(2021年)1月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づく調査対象として開始できるよう、調査計画の変更案を令和1年12月20日の統計委員会に諮問し、令和2年1月24日の統計委員会において答申を受けた。</p>